

「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書

1. 要旨

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広げ、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現を図るための「手話言語法」（仮称）の制定を国に対して強く求めてください。

2. 理由

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などによって意味を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使いうろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に国連で採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、手話が言語として国際的に認知されました。

政府は障害者権利条約を批准し、2011年（平成23年）8月に改正された「障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現を図るための「手話言語法」（仮称）の制定を国に対して強く求めて頂きますよう請願いたします。

以上、地方自治法第124条により、上記の通り請願書を提出します。

平成26年 10月 日

太宰府市議会議長 橋本 健 様

請願者

太宰府市身体障害者福祉協会

会長 田中 立夫



太宰府手話の会

会長 樋口 軍時



「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などによって意味を伝える独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に国連で採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、手話が言語として国際的に認知されました。

政府は障害者権利条約を批准し、2011年（平成23年）8月に改正された「障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使うことができる社会の実現に向けた法整備が必要であると考えます。

よって本市議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く要望します。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現のため、「手話言語法（仮称）」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年 月 日

（提出先）衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

（提出者）太宰府市議会